（国際連携学科に係る専任教員数）

**第四十八条**　国際連携学科に係る専任教員の数は、第二十二条に定める学科の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

**第四十九条**　第二十七条から第三十条まで並びに第三十二条及び第三十三条の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を設ける短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2　前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける短期大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

（専門職大学院設置基準の一部改正）

**第四条**　専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章　雑則（第三十五条）」を「第九章　国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条）
第十章　雑則（第四十二条）」に改める。

第十三条第二項中「及び第二十七条第二項」を「、第二十七条第二項及び第三十五条第一項」に改める。

第九章中第三十五条を第四十二条とする。

第九章を第十章とし、第八章の次に次の一章を加える。

**第九章　国際連携専攻に関する特例**

（国際連携専攻の設置）

**第三十五条**　専門職大学院（法科大学院を除く。以下この章において同じ。）は、その研究科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、研究科に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職大学院に相当する大学院（国際連合大学を含む。以下同じ。）と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を設けることができる。

2　専門職大学院は、研究科に国際連携専攻のみを設けることはできない。

3　国際連携専攻の収容定員は、当該専攻を設ける研究科の収容定員の二割（一の研究科に複数の国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該研究科の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

**第三十六条**　国際連携専攻を設ける専門職大学院は、第六条の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育を実施する一以上の外国の専門職大学院に相当する大学院（以下「連携外国専門職大学院」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学院と連携した教育課程（通信教育に係るものを除く。）（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。

2　国際連携専攻を設ける専門職大学院は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国専門職大学院と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（共同開設科目）

**第三十七条**　国際連携専攻を設ける専門職大学院は、第六条の規定にかかわらず、連携外国専門職大学院と共同して授業科目を開設することができる。

2　国際連携専攻を設ける専門職大学院が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲（教職大学院にあつては当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の四分の一を超えない範囲）で、当該専門職大学院又は連携外国専門職大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項の規定により連携外国専門職大学院において修得したものとみなされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職大学院において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定）

**第三十八条**　国際連携専攻を設ける専門職大学院は、学生が連携外国専門職大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（国際連携専攻に係る修了要件）

**第三十九条**　国際連携教育課程である専門職学位課程の修了の要件は、第十五条に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2　前項の規定により国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

3　国際連携教育課程である教職大学院の課程の修了の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十九条に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける教職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十三単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

4　前項の規定により国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項又は前条の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携専攻に係る専任教員数）

**第四十条**　第五条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻の教員であつて同項の規定により専攻ごとに置く教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該専攻を置く研究科の他の専攻の教員であつて同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねることができる。

（国際連携専攻に係る施設及び設備）

**第四十一条**　次条第一項の規定により適用する大学院設置基準第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、国際連携専攻に係る施設及び設備については、当該専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2　前項の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける専門職大学院が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（医学を履修する課程等に関する経過措置）

2　大学は、この省令による改正後の大学設置基準第五十条第一項の規定にかかわらず、当分の間、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの及び獣医学を履修する課程に係る国際連携学科を設置することができない。